

奈良県告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、天理市から大和都市計画地区計画（櫛本南地区）の決定に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課において縦覧に供する。

令和五年六月九日

奈良県知事 山下 真